

稲むらの火の館前物産販売・飲食施設（仮称）  
への電力供給等業務プロポーザル実施要領

## 1 案件概要

平成28年4月から電気の小売業への参入が全面自由化されたことから、現在稲むらの火の館前に建築中の物産販売・飲食施設（仮称）の電力供給について、電気料金の削減、安定供給等、総合的な観点から、電力供給事業者を選定しようとするものである。

- (1) 案 件 名 稲むらの火の館前物産販売・飲食施設（仮称）への電力供給等業務
- (2) 案 件 内 容 電力供給等業務一式
- (3) 候補対象施設 有田郡広川町広 526 番地先  
稲むらの火の館前物産販売・飲食施設（仮称）
- (4) 電気供給期間 令和2年9月（予定）～令和6年4月の計量日  
※ 工事用の引き込みが令和2年9月で、施設の本格稼働は令和3年6月を予定しています。

## 2 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 3 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売り電気事業者の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）又は、登録小売電気事業者からの電力供給を仲介するエネルギー・サービス・プロバイダー事業者（以下「ESP事業者」という。）であること。
- (4) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (5) 過去2年間の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と電力供給にかかる契約を締

結した経験があること。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされる者でないこと。ただし、更生手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (7) 国税及び地方税について未納がない者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。（以下同じ））が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ③ 暴力団員であると認められる者
  - ④ 暴力団又は暴力団員に対し資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ⑤ 暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有すると認められる者
  - ⑥ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表を含む。キに同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - ⑦ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

#### 4 応募方法

##### (1) 参加申請兼誓約書受付期間及び提出方法

###### ① 受付期間

令和 2 年 7 月 27 日（月）～令和 2 年 8 月 7 日（金）

受付期間最終日は午後 4 時までとする。

###### ② 提出先

〒643-0071 和歌山県有田郡広川町広 1 5 0 0 番地

広川町役場産業建設課産業班（担当 沖）

###### ③ 提出方法

持参又は郵送

(郵送の場合は受付期間内に必着すること。)

④ 提出書類

参加申請兼誓約書(様式1号) ※代表者印を押印すること。

(2) その他の提出書類

① 受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和2年7月27日(月)～令和2年8月14日(金)

受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 提出先

〒643-0071 和歌山県有田郡広川町広1500番地

広川町役場産業建設課産業班(担当 沖)

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は受付期間内に必着すること。)

② 提出書類

ア 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

イ 直近2年度分の国税(法人税と消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)(写し可)

ウ 直近1年分の財務諸表(貸借対象表、損益計算書、事業報告書)

エ 事業者概要書及び国・地方公共団体等における同種事業の実績(実績を確認できる契約書の写し等を添付すること)(様式2号、任意可)

オ 法人登記簿謄本(発行後3ヶ月を経過していないもの)(写し可)

カ 印鑑証明書(写し可)

キ 提案書(見積額、算出根拠、積算内訳表及びその他提案事項)(様式任意)本実施要領の仕様及び審査基準表(別紙3)等に基づき、見積価格、算出根拠、公共施設ごとの積算内訳表等(見積価格及び積算内訳表には、消費税及び地方消費税を含む。)について必ず記載するものとします。なお提案書については5部提出すること。ただし見積書については1部を原本、4部を写しとすること。

※ 本プロポーザルに参加される方は令和2年8月7日までに参加申請兼誓約書(様式1

号)を提出してください。その他の書類を参加申請兼誓約書と一緒に提出しても構いません。

※ 参加申請提出後の辞退については、辞退届(様式任意)をファクシミリ(0737-63-3085)にて、広川町役場産業建設課まで提出してください。

## 5 質疑応答

### (1) 提出期間

令和2年7月27日(月)から令和2年7月31日(金)までの5日間

受付最終日は午後4時までとする

### (2) 提出方法

質問書(様式任意)を直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。(持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。)

なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合、提出後、(3)の受付場所に到着の電話をすること。

### (3) 提出場所

和歌山県有田郡広川町広1500番地

広川町役場産業建設課産業班(担当 沖)

電話番号 0737-23-7764

FAX 0737-63-3085

e-mail sangyou1@town.hirogawa.wakayama.jp

### (4) 回答方法

#### ① 回答日

令和2年8月4日(火)までに

#### ② 回答方法

質問のあった事業者毎にファクシミリ又は電子メールのいずれかで回答する。なお、仕様等の質疑の場合、広川町ホームページ内(<https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/>)に掲載する。

## 6 事業者選定方法

事業者の選定方法については、プレゼンテーションによる審査とし、発注者が設置する選定委

員会の審査の結果に基づき、最も評価点が高い1者を優先交渉権者とする。

(1) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案説明（プレゼンテーション）の内容及び質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施する。

① 実施日

令和2年8月20日～27日のうち1日

② 実施場所

和歌山県有田郡広川町広1500番地 広川町役場（詳細は別途通知）

③ プレゼンテーションの方法及び実施順

プレゼンテーションは約30分、ヒアリングは約10分を予定している。詳細は別途通知する。また説明するポイントを簡潔に提示する等、資料を別途準備することは可とするが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象としない。

プレゼンテーションの実施順は、申請書等の受付順とする。

なおプロジェクターやスクリーンの使用を希望する場合は、必ず提案書等の提出時に申し出るものとし、パソコン、その他必要な機材は提案者が用意すること。

④ 審査方法

審査は、「審査基準表（別紙1）」に基づき、発注者が設置する選定委員会で行い、最も評価点が高い1者を優先交渉権者として選定するものとする。

また、評価点の最高得点を獲得した者が複数となった場合は、提案内容等を踏まえ、選定委員会内の協議により、1者を優先交渉権者として選定する。

⑤ 審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査結果通知書を用いて、令和2年8月下旬に提案者全員に対して書面にて通知するとともに、町のホームページにおいても審査結果を公表するものとする。

なお審査結果等に関する、一切の事項について、質問や異議申立て等は受け付けないものとする。

## 7 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。

- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合。

## 8 仕様

### (1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流 3 相 3 線方式
- ② 供給電圧 : 6 6 0 0 V
- ③ 計量電圧 : 6 6 0 0 V
- ④ 受電方式 : 1 回線受電
- ⑤ 標準周波数 : 6 0 H z
- ⑥ 予定契約電力量 : 1 2 3 k W
- ⑦ 予定使用電力量 : 3 8, 8 3 5 k W h

## 9 積算方法

- (1) 金額の算定に当たっては、対象施設の月額基本料金単価及び電力量料金単価を定め、8 に示した予定契約電力及び予定使用電力量により、1 年間の金額を算出すること。
- (2) (1)の単価には消費税及び地方消費税相当額 (1 0 %) を含むものとする。
- (3) 電気料金は次に掲げる料金を合算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) とする。

### ① 基本料金

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{契約単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

### ② 電力量料金

使用電力に単価一覧の料金を乗じて計算した金額 (以下の算式による。)

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量契約単価}$$

### ③ 燃料費調整単価

当該地域を所轄する一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{燃料調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

### ④ 再生可能エネルギー促進賦課金

再生可能エネルギー促進賦課金は当該地域を所轄する一般電気事業者が定める電気供給条件による。

- ⑤ 電気料金のほかに別途費用が必要となる場合には、当該経費も記載すること。
- (4) 総額の算出基礎として、任意様式による内訳書を作成し、添付すること。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ① 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ② 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は週数点以下第1位で四捨五入する。
  - ③ 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下切り捨てる。
  - ⑤ 消費税及び地方消費税の単位は1円とし、その端数は小数点以下切り捨てる。

## 10 電気量の検針及び請求方法

- (1) 電力量の検針方法は、事業者の提案による。ただし、検針日は毎月1回とすること。
- (2) 使用電力量の検針後、検針結果を速やかに、別紙1に示した各施設の所管課へ通知するものとする。
- (3) 電気料金は、1ヶ月ごとに事業者から請求するものとする。なお、電気料金は施設ごとに算出し、小数点以下切り捨て、請求書のほかに内訳書（契約電力、使用電力量、最大需要電力、単価、料金、力率）を添付のうえ、各施設所管課に提出するものとする。
- (4) 支払いは請求書の提出があった日から起算して30日以内とする。

## 11 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (4) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、広川町公文書の開示に関する条例（平成12年3月15日広川町条例第3号）に基づき、公開することがあります。
- (5) 本企画提案説明により選定された受託候補者が町と契約を締結する場合には、業務の全部を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ町の承諾を必要とします。

- (6) 参加事業者が本企画提案説明を途中で辞退する場合には、速やかに、担当者に連絡をしてください。
- (7) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として広川町に帰属することになります。
- (8) 事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いについて十分注意する必要があります。特に事業に参加した者の個人情報を当事者の了承を得ないで本事業以外で利用したり、第三者に提供してはなりません。



稲むらの火の館前物産販売・飲食施設（仮称）への電力供給等業務に係る  
企画提案競技（プロポーザル）審査基準表

評価項目による評価

評価項目	評価の内容	配点	得点
事業運営能力	・経営状況は良好であるか、長期的な事業継続能力があるか	10	
	・業務の遂行体制は妥当であるか	10	
	・官公庁等における電力供給に係る実績	10	
財政効果	・電力料金（付帯費用を含む。）に係る提案額	10	
安定供給	・非常時のエネルギー供給体制	10	
	・非常時の対応	10	
環境配慮	・二酸化炭素排出係数	10	
	・再生可能エネルギー導入状況	10	
	・環境負荷低減に関する取組状況	10	
事業展開	・地球への貢献に効果的な提案がなされているか	5	
	・将来の事業展開の方向性	5	

総合評価

（評価する項目の中で、得点を高くした理由、得点を低くした理由、特に印象に残った点等についてお書きください。）

## 参加申請兼誓約書

令和 年 月 日

広川町長 様

広川町が令和2年 月 日に募集した稲むらの火の館前物産販売・飲食施設（仮称）への電力供給等業務に係る企画提案説明に参加します。

なお、稲むらの火の館前物産販売・飲食施設（仮称）への電力供給等業務プロポーザル実施要領第3項の要件を満たしていること、また受託者候補者に選定された場合は、稲むらの火の館前物産販売・飲食施設（仮称）への電力供給等業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

所在地

名称

代表者名

印

記

本件業務の担当者及び連絡先

担当者氏名：

所属・役職：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

**【事業者概要及び国・地方公共団体等における同種事業の実績】**

令和 年 月 日

所在地	(〒 - )
(フリガナ) 商号又は名称	-----
代表者職氏名	④
資本金	
従業員数	
電話番号	( ) -
FAX	( ) -
電子メール	@

・過去実績

過去 2 年間の間に締結した 国・地方公共団体等の延べ数	団体
国・地方公共団体等との契約 実績  ※実績が確認できる契約書の 写しを添付すること。	(上記のうち主な契約先・契約期間・契約内容等) 1. 発注機関： _____ 契約期間： _____ 契約容量： _____ その他    : _____  2. 発注機関： _____ 契約期間： _____ 契約容量： _____ その他    : _____  2. 発注機関： _____ 契約期間： _____ 契約容量： _____ その他    : _____